

**令和6年度 第3回
青森市障がい者自立支援協議会資料**

日時：令和6年11月13日（水）10時～

場所：青森市総合福祉センター 2階 大集会室

◆ 目 次 ◆

1 青森市障がい者自立支援協議会の概要について	P 1
2 部会の設置について	P 3
3 今年度の自立支援協議会の進め方について	P 4
4 障がい児部会活動報告	P 6
5 令和 6 年度第 2 回青森市障がい者自立支援協議会議事録	P 8
6 青森市障がい者自立支援協議会運営要綱	P 1 2
7 青森市障がい者自立支援協議会委員名簿	P 1 5

1 青森市障がい者自立支援協議会の概要について

(1) 青森市障がい者自立支援協議会について

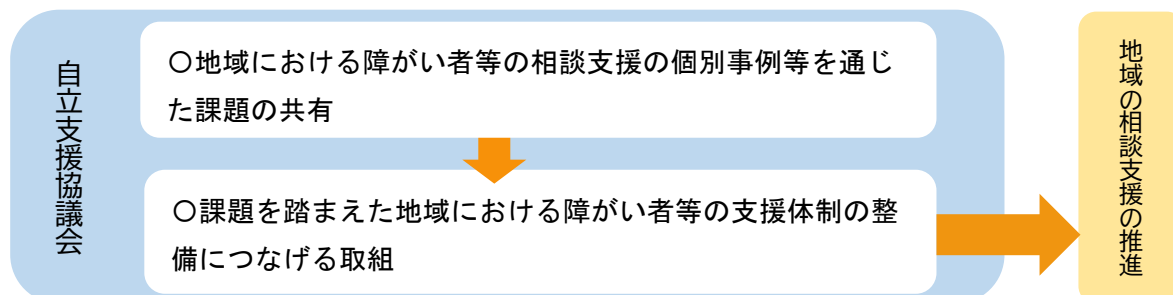
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定に基づき、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がいのある当事者と障がいのある方をサポートする支援者が話し合う場として設置し、全体会を年4回開催しているほか、より詳細に協議する場として、4つの部会を現在設置しています。

○障害者総合支援法（抜粋）

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) 協議会の役割について



○青森市障がい者自立支援協議会運営要綱（抜粋）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域における障害者又は障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ること。
- (2) 地域における相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等を把握すること。
- (3) 個別事例の支援のあり方について協議及び調整を行うこと。
- (4) その他、市長が必要と認める事項

(3) 個人情報の取扱い協議会における守秘義務について

協議会において、個別の課題の検討を通じて地域課題の抽出や検討を行う際には、個人情報の取扱いを適切に行い、個人情報保護を徹底する必要があります。

①個人情報取扱いの原則

協議会において個別の事例を検討する際には、本人の同意を得ることが原則となります。

②協議会における守秘義務の趣旨

協議会において個別の事例を検討する際、協議会の構成員は協議会において知り得た個人情報等について、守秘義務を負います。

○障害者総合支援法（抜粋）

第89条の3第5項 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 青森市障がい者自立支援協議会について

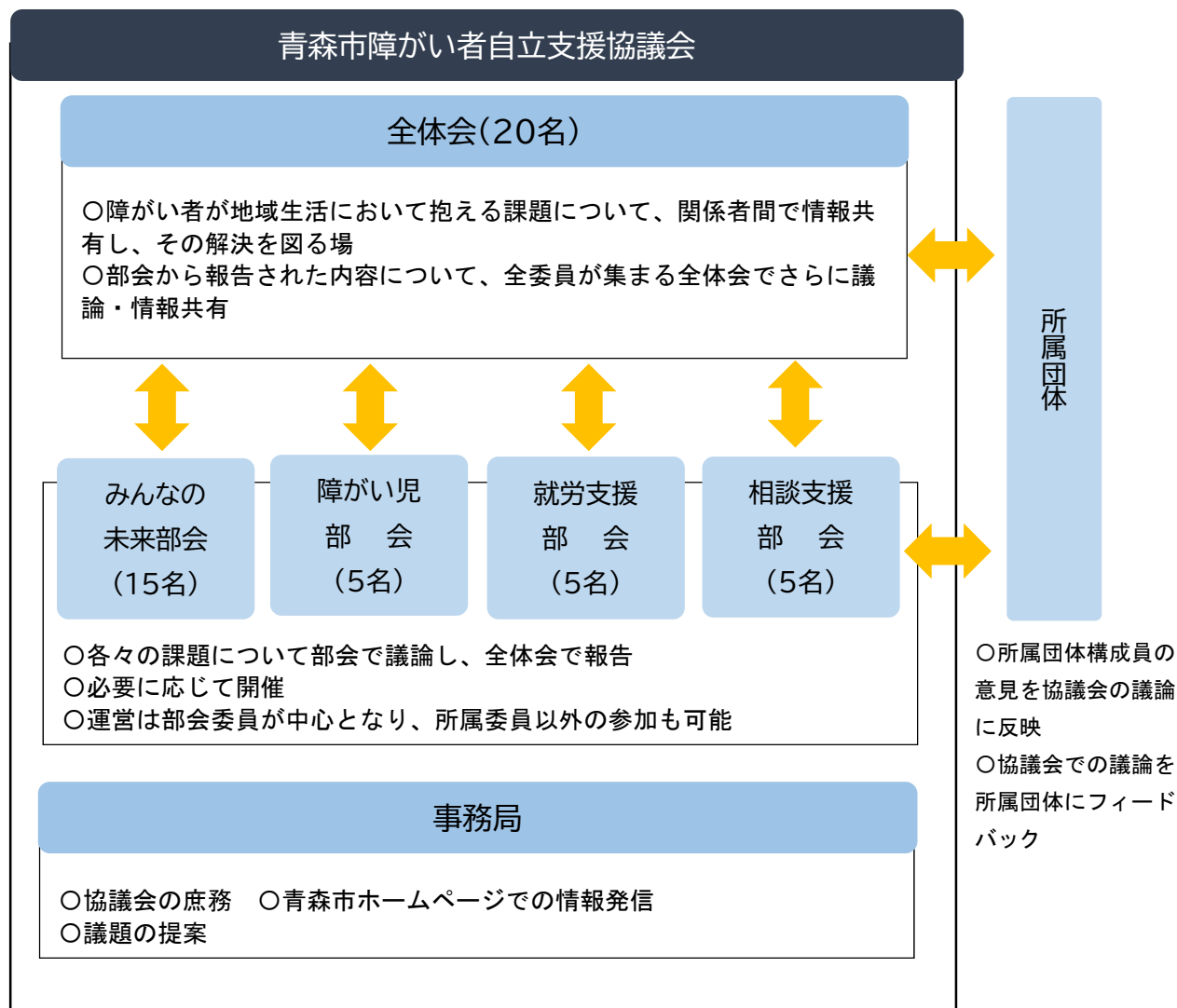
①令和5年度自立支援協議会開催内容

- 【第1回】相談支援体制の強化・充実に向けた主な取組について（要綱第3条（2）所掌事務）
地域生活拠点について（要綱第3条（1）所掌事務）
- 【第2回】青森市障害者相談支援事業活動報告（委託相談）について（要綱第3条（1）所掌事務）
- 【第3回】基幹相談支援センター機能の充実について（要綱第3条（1）所掌事務）
福祉に関するアンケート調査結果について（要綱第3条（2）所掌事務）
- 【第4回】青森市障がい者総合プラン策定にかかる現状・課題の整理について（要綱第3条（2）所掌事務）
青森市障がい者基幹相談支援センターの設置について（要綱第3条（2）所掌事務）
青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部改正について

②令和6年度自立支援協議会開催内容

- 【第1回】青森市障がい者自立支援協議会の新たな取組について
障がい者支援施設幸養苑地域生活拠点部事業に関する事業報告・事業計画
- 【第2回】青森市障がい者基幹相談支援センター事業計画
青森市障害者相談支援事業活動報告
日中サービス支援型共同生活援助の実施状況の報告及び評価

(5) 青森市障がい者自立支援協議会体系図



2 部会の設置について

(1)設置部会の役割と開催内容

①みんなの未来部会（15名）

障がいのあるかたが地域で暮らすための課題等について、障がいのあるかたが中心となり自らの取組や各分野の連携について協議を行います。

（R5 主な議題：福祉教育・人材育成について（4回開催））

（R6 主な議題：福祉教育・人材育成について（2回開催→残2回開催予定））

②障がい児部会（5名）

医療的ケア児の課題等、障害児支援体制について、当事者、事業者、学識経験者が協議を行います。

（R5 主な議題：青森圏域医療的ケア児協議の場の開催（3回開催））

（R6 主な議題：青森圏域医療的ケア児協議の場の開催（1回開催→残2回開催予定））

③就労支援部会（5名）

障がい者が就労しやすい環境づくりに向け、教育・専門機関が協議を行います。

（R5 主な議題：就労選択支援について（4回開催））

（R6 主な議題：青森市内就労移行支援事業者との意見交換、青森市内就労継続支援A型・B型事業者との意見交換（2回開催→残1回開催予定））

④相談支援部会（5名）

相談支援体制のあり方について、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等が協議を行います。

（R5 主な議題：基幹相談支援センター機能の充実について（1回開催））

（R6 主な議題：個別事例の検討を通じた地域課題の改善等を図る取組について

（残2回開催予定））

(2)各部会の所属委員(案)

みんなの未来部会（15名）	高橋裕子委員、常田弥久委員、前中貴次委員、中村伸二委員、波田野隼也、張間絢子委員、高杉紀子委員、藤川孝弘委員、狭間英行委員、野呂信夫委員、阿保和久委員、小山田寛委員、長久保文子委員、對馬明帆委員、田中尚樹委員
障がい児部会（6名）	常田弥久委員、前中貴次委員、中村伸二委員、越膳一也委員、長久保文子委員、田中尚樹委員
就労支援部会（5名）	柳谷幸江委員、中野正樹委員、鈴木和典委員、長谷川さとみ委員、越膳一也委員
相談支援部会（5名）	高橋裕子委員、波田野隼也委員、高杉紀子委員、長谷川さとみ委員、中村伸二委員

〈順不同〉

3 今年度の自立支援協議会の進め方について

○青森市障がい者自立支援協議会の新たな取組について（令和6年第1回協議会報告資料より抜粋）

（1）青森市障がい福祉計画第7期計画（抜粋）

国の基本指針
地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、次に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

◆目標値設定に当たっての考え方

地域づくりに向けた「青森市障がい者自立支援協議会」の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討による地域課題の改善等を図る取組を実施し、本市の更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

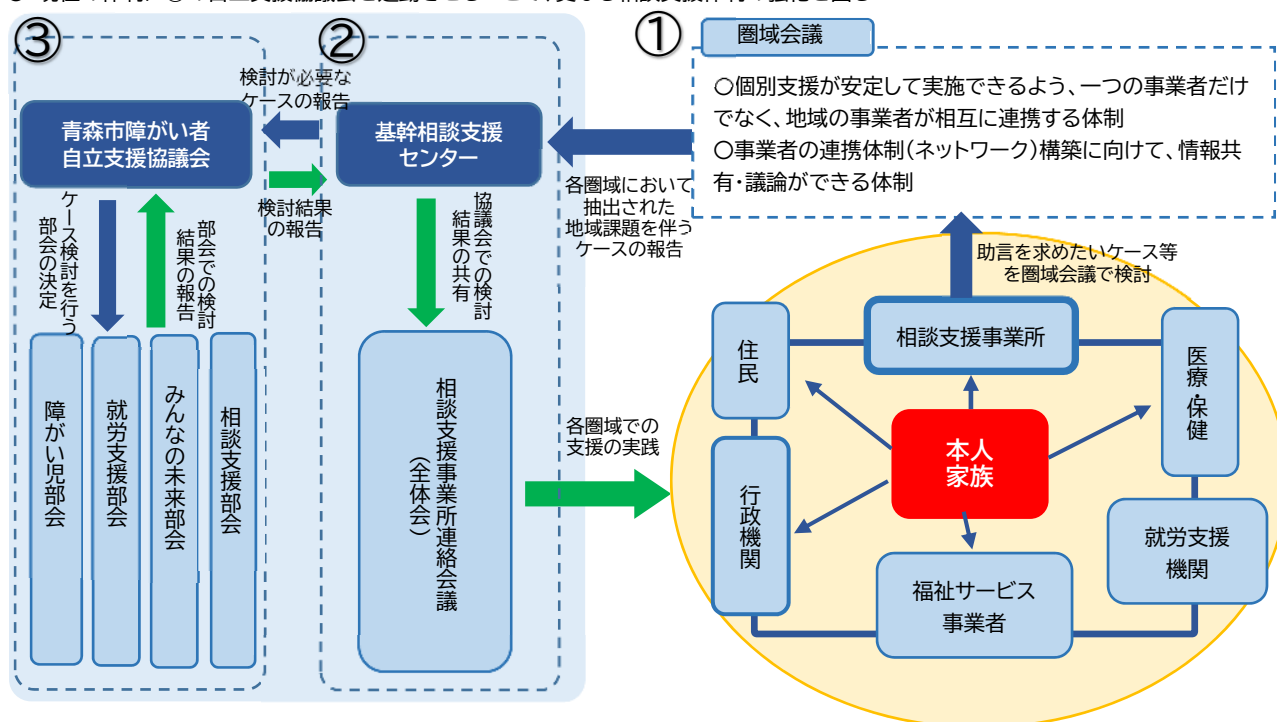
◆目標値

項目	取組・数値
【新たな取組】 ○ 青森市障がい者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の検討回数	年1回実施

（2）協議会を通じた個別事例の検討による地域課題の改善の取組イメージ

○ ①から②の流れについては、R3から取組んでおり体制を構築済

○ 現在の体制に③の自立支援協議会を連動させることで、更なる相談支援体制の強化を図る



○今後のスケジュール

	R6						R7								
	11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
自立支援協議会		11/13 開催							第4回自立 支援協議会 開催予定						
みんなの 未来部会		11/13 開催							協議会同日 開催予定						
就労支援 部会		11/13 開催							協議会同日 開催予定						
相談支援 部会				12月 上旬 開催 予定		12月 下旬 開催 予定									
障がい児 部会						12月 下旬 開催 予定				2月 中旬 開催 予定					

令和6年度 第3回 青森市障がい者自立支援協議会 障がい児部会活動報告
「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場臨時会」について

日時・場所	令和6年9月24日（火） 14時～15時30分 青森市総合福祉センター2階 ふれあいの館 大会議室
参 加 者	青森市障がい者自立支援協議会（障がい児部会）委員 5名 招聘者（圏域アドバイザー、医療的ケア児の家族）4名 事務局 障がい者支援課5名、子育て支援課2名、あおもり親子はぐくみプラザ3名、教育委員会事務局3名、平内町1名、今別町1名、外ヶ浜町1名、蓬田村1名
開催内容	令和6年度青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場臨時会 協議案件 青森県立あすなろ療育福祉センターのあり方について
部会の概要	主な意見 招聘者A氏 ○青森県の療育センターに対する対応は「言い訳」を並べているだけであり、あすなろとさわらびが民間企業であれば完全に破綻している。 ○宮下知事は公約で医療的ケア児への支援を掲げていたが、現在の進め方は逆行しているようなイメージを持つ。 ○現在は県がやらないことを民間が担っており、本来は民間がやれないことを県がやらなければいけない。 ○県立の療育センターが民間より劣っているため利用者が減少している。 ○医療型短期入所を民間に任せるのではなく県が自ら取り組むべき。 ○統合新病院設立のチャンスを活かし、県立医療療育福祉センターを復活させ、秋田県立医療療育センター以上の規模で整備することを目指すべき。 招聘者B氏 ○過去に県へ確認したことがあり、療育センターでの医療の復活は選択肢に入れていないという印象を受けた。 ○他県では県内に療育センターが1箇所しかないが、青森県では3箇所に分かれていることが家族にとって通いやすいという意見もある。 ○呼吸器を使う医療的ケア児の入院リハビリについて、あすなろは24時間の付き添いを求めている、親の離職防止のためにも医療環境の改善が急務。

	○医師が常駐しない介護老人保健施設において、県の求めに応じて医療型短期入所を開設している一方で、県立のあすなろでは医師が常駐していないという理由で医療的ケア児の受け入れを拒否していることが疑問。 ○統合新病院の設立議論に関して、県は医療的ケア児の支援体制に焦点を当てるべき。 委員C氏 ○医療的短期入所において、青森病院から人手が足りないという理由で断られるケースがあり、対応できない理由を並べるよりも改善策を探る必要がある。 ○あすなろの利用者が減少している理由をもっと深く検討し、ニーズに応じた対応が必要。 委員D氏 ○発達障がいには、医療と福祉の両面で相談できる場所が必要であり、特に県立としての医療も一緒にある療育センターの役割は重要。 ○医ケア児支援法で医療的ケア児支援センターの設置が求められたことを機に、医療的ケア児のみならず発達障がい児など様々な障がい児に対する医療支援を強化すべき。 ○県内3箇所の療育センターに全ての医療機能を配置しなくても、各圏域の拠点となる療育センターを設置し、上手く連携し合いながら、県内を総合的に見たときに全てが揃っているような形がいいのではないかと。 委員E氏 ○障がい児支援には、医療・福祉だけでなく、教育の視点も重要。 ○特別支援学校は、療育センターや青森病院、県病に密接している現状を踏まえ、再編には教育環境を含めた議論が必要。 委員F氏 ○県は現在療育を十分に提供できておらず、特に専門的な療育が欠如している。 ○東京都では、満1歳から母子入園が始まり、就学まで年齢毎にクラスを持って療育が受けられる。青森県でも専門的な療育が受けられるような体制を整えるべき。 委員G氏 ○なぜ療育センターから医療が消えてしまったのか。色々な意味で医療の連携は外すことができない部分であり、医療、福祉、教育、総合的な連携と、療育をしながら、トータルで発達支援を確保していくことが重要。
今後について	いただいたご意見等について集約し、今後、県が開催する部会に伝えていきたい。

令和6年度第2回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日 時 令和6年8月21日（水）10時～12時

場 所 青森市総合福祉センター2階 大集会室

出席者

（出席委員） 中村委員、田中委員、長谷川委員、加藤委員、高橋委員、常田委員、中野委員、鈴木委員、越膳委員、高杉委員、粕谷委員、對馬委員、張間委員、狭間委員、阿保委員、藤川委員、野呂委員、佐藤委員（18名）

（欠席委員） 谷川委員、小山田委員（2名）

（事務局）障がい者支援課 山口課長、工藤主幹、渡邊主幹、斎藤主幹、竹内主査（6名）

1 開会

2 障がい者支援課 課長あいさつ

3 報告事項

（1）青森市障がい者基幹相談支援センター事業計画

配布資料「令和6年度第2回青森市障がい者自立支援協議会資料」1～2頁について事務局より報告

《ご意見等》

特になし。

（2）青森市障害者相談支援事業活動報告

配布資料「令和6年度第2回青森市障がい者自立支援協議会資料」3～12頁について委託相談支援事業所5者（指定相談支援事業所青森中央、やましろ、地域活動支援センター八甲、地域活動支援センターすばる、指定相談支援事業所ほたる）より報告

《ご意見等》

（委員）金銭管理について、すばるで金銭管理を行っている2,186人のうち、実際どのように管理し、どのようにして金額を決めて渡しているのか教えていただきたい。

（地域活動支援センターすばる管理者）金銭管理は、ご本人の生活状況や収支の具体的な金額などを確認させていただき、入ってくる金額と支出を一緒に確認し、自由に使えるお金をお出ししております。金銭の渡し方については、その方に合わせて対応しております。

（委員）自己評価のレーダーチャートの点数の判断基準について、客観的に判断する基準があるのかどうかを確認したい。また、自己評価があるということは、他者評価やレ

レーダーチャートの低い部分について、改善策として基幹相談支援センターと協議しながらこういう対策をしていこうという、システムとかあるのかどうかを確認したい。

(事務局) レーダーチャートの自己評価のところですが、本日資料が手元にないので項目等をこの場でお伝えすることができないのですが、事務局の方で項目の①、②、③というように項目を細分化し、達成度合いを自己評価いただくという形にしております。そして総合点数をパーセンテージにして、このグラフに反映されるという形にしているというように評価しております。

また、他者の評価の部分については、一義的にはこの場を持って委員の皆様の方に状況報告させていただいて、様々ご意見頂戴して、今年度や次年度の活動に活かしていくという形を取っております。自己評価がちょっと低い部分についてどういった取り組みをするかという部分については、現時点では具体的には行われておりませんので、ご提案いただいたご意見も参考にしながら今後検討して参りたいと思います。

(委員) 業務が多忙で大変忙しいとは思いますが、自己評価が低かった部分を平均並みにすることによって、より地域の方々が住みやすい町になるのではないかと感じましたので、是非とも検討いただきたい。

(委員) 障害者就労・生活支援センターと委託相談支援事業所は、連携させていただくケースもあり、私どもから働きたいという意思はあるものの、そもそも家が崩壊しているようなケースについて連携させていただくケースもあった。そのような場合基幹相談に相談するべきか、委託相談に相談するべきか、迷っているが、まずは委託相談に相談するという事でいいのか。

(事務局) はい。

(委員) レーダーチャートの自己評価の解釈として、低いところが取り組みとしてできてなかったからそういう評価になってるというよりも、環境などが物理的にどうしても難しいから低くせざるを得ない部分もあると思うので、低い部分の改善については、相談支援事業所だけで成り立たない部分をどこが担うかといったような、現状のところ、各相談支援事業所の対応している方々の住んでいる地域の実情とかもあると思うので、その辺りも整理し把握できると良いのではないと思う。

確認したいのですが、すばるでピアサポーター活動の強化とあるが、ピアサポーターの養成は他にどこかでされているのか。

(事務局) 地域活動支援センターⅠ型が市内に3箇所ありまして、本日出席されております。

す「やましろ」「八甲」「すばる」で地域活動支援センターⅠ型も合わせて運営しているのですが、そちらの事業の一環として、ピアサポーターの養成講座を 3 者合同で年 1 回開催しております。

(委員) それでは、その研修受けられた方がその事業所とかで働いたりすると、その加算要件の対象になるという養成研修になるのか。

(事務局) 加算としての研修ではなくピアサポート活動の講習会という形で実施しております。

○日中サービス支援型指定共同生活援助運営評価

藤ヨゼフハウス及びソーシャルインクルー青森矢田前が参加

(委員) 藤ヨゼフハウスの方に、確認したいが、項目 1 番「地域に開かれた運営」の地域住民との交流の機会の部分で、災害訓練の際、回覧板を利用して地域住民に参加の呼びかけを行っているというお話でしたが、実際に回覧板で呼びかけて、どれくらいの方に協力していただけたのか、また、協力していただいた方にはどのようなことをお願いしたのか、災害時の避難をどのように考えているのかということについて教えていただきたい。

(藤ヨゼフハウス管理者) 呼びかけは、大分早めに回覧板を利用して回覧していただいておりますが、当施設は、比較的に地域に開かれた場所にあり、実際の参加は厳しいと思っておりますので、参加者は 0 となっております。もし参加した場合には、火災訓練など様々行いますので、一緒に教育するなどといったことをお願いしようかと思っています。参加者は 0 となっておりますが、毎回回覧板でこういう訓練があるという参加を募る文書を出しております。ただ、こちらの方では参加の意向がないので、逆に今度は地域の方の災害訓練がありますので、そこには私たちも行って、逆に名前を知っていただければと考えております。

(委員) ヨゼフハウスさんの方で、災害時とか非常時に地域の方にここはお手伝い欲しいという、人員の数の問題なども含めて、要望があるのであれば、回覧板の呼びかけだけではなく、町内会長さんに「災害時にちょっとこれをお手伝いしてほしい」「最低限できれば何人そういう時に駆けつけてほしい」ということを説明して、さらに連携を深めていくという方法もあるのではないかと思います。

4 部会報告

○みんなの未来部会報告

(委員) みんなの未来部会では、これまで福祉現場の人材不足に焦点をおき、出前講座の実施について協議している。今回は事務局が作成したパッケージ案について意見交換し、時間の配分や説明する側もどのように説明するのかという不安があるということ、ターゲットをどこに設定していくのかということ、そしてターゲットに合わせた、理解度というものがあるので、対象者ごとに伝えたいことを今後整理していく必要があるのではないかということになった。

○就労支援部会報告

(委員) 就労支援部会は令和 6 年 7 月 26 日に令和 7 年 10 月から就労選択支援が開始するのに伴い、それに向けての整備をしていきたいということで、就労移行支援事業所の職員をお招きし部会を開催し、就労選択支援の事業の説明と、今後の取組みをどうしていくかということを確認している。また、令和 7 年 10 月以降、新規で就労系のサービスを使うか、または就労選択支援の利用が必須となり、現在、就労継続支援 A 型・B 型の利用をされてる方も、段階的に就労選択支援のサービスを挟むことになっているので今後 A 型、B 型、相談支援事業所にも同じような説明会をしていくことを共有している。本日の部会では、それらを踏まえて、スケジュールを確認するとともに、制度変更により支援者が短い期間で様々な作業を行うため、かなり多忙となることが想定されるので、市全体で取り組んでいく必要があるということ確認した。

○障がい児部会報告

(委員) 令和 6 年 6 月 28 日青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場として、報告事項と今年度の取組や調査報告、支援に関する意見交換を行った。調査報告及び意見交換であおもり親子はぐくみプラザから 9 名の医療的ケア児の調査報告があり、出席委員と事務局との交換が行われました。今後については、引き続き、医療的ケア児の現状把握を進めるとともに、協議の場を通じて活発な意見交換を行っていくこととなった。

5 その他

障がい者手帳アプリミライロ ID の利用開始について報告

青森市障がい者自立支援協議会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、青森市障がい者自立支援協議会とする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ること。
- （2） 地域における相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等を把握すること。
- （3） 個別事例への支援のあり方について協議及び調整を行うこと。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員20名以内をもって構成する。

- （1） 相談支援事業者が推薦する相談支援専門員
- （2） 障害福祉サービス事業者が推薦するサービス管理責任者等
- （3） 障害者等に係る保健・医療関係団体が推薦する医療ソーシャルワーカー等
- （4） 障害者等に係る教育・就労支援機関が推薦する教員等
- （5） 障害者等関係団体が推薦する障害者等又はその家族
- （6） 民生委員児童委員関係団体が推薦する民生委員
- （7） 学識経験者

2 協議会の会議（以下「会議」という。）に出席した委員に支払う謝礼の額は、青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年青森市条例第49号）別表3に規定する健康福祉審議会委員の報酬日額を準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は3年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置き、会長にあつては委員の互選によってこれを定め、副会長にあつては委員のうちから会長の指名によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長は会議を進行する。

2 会長は、必要に応じて、関係者に会議への出席を求め、当該関係者から意見を聴くことができる。

3 会議に出席した者は、会議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(部会)

第8条 会長は、会議のほかに、所掌する事項を検討するため部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成22年5月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年1月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月2日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の青森市障がい者自立支援協議会運営要綱第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に新たに選任された委員について適用する。

青森市障がい者自立支援協議会委員名簿

期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日

No	所属	役職	氏名
1	社会福祉法人愛心福祉会 やましる	管理者	高橋 裕子
2	社会福祉法人青森市社会福祉協議会浪岡 支部指定相談支援事業所ほたる	管理者	常田 弥久
3	社会福祉法人青森県コロニー協会 セルフステーション青森	サービス管理責任者	柳谷 幸江
4	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団 ライフサポートあおば	所長	前中 貴次
5	社会福祉法人清養会 障がい者支援施設幸養苑	苑長兼地域生活支援 コーディネーター	中村 伸二
6	青森県精神保健福祉士協会	理事	波田野 隼也
7	青森県医療ソーシャルワーカー協会	理事	張間 絢子
8	青森市南地域包括支援センター	センター長	高杉 紀子
9	青森県立青森第一高等養護学校	教頭	越膳 一也
10	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団 青森障害者就業・生活支援センターすこやか	副所長兼主任就業支 援員	中野 正樹
11	独立行政法人 青森障害者職業センター	主任障害者職業カウ ンセラー	鈴木 和典
12	ブナの森の会	会長	藤川 孝弘
13	特定非営利活動法人 サンネット青森	理事	狭間 英行
14	青森市身体障害者福祉会	会長	野呂 信夫
15	青森市ろうあ協会	会長	阿保 和久
16	青森市視覚障害者の会	会長	小山田 寛
17	青森県重症心身障害児（者）を守る会	理事	長久保 文子
18	青森市民生委員・児童委員協議会	会長	對馬 明帆
19	青森県社会福祉士会	会員	長谷川 さとみ
20	青森県立保健大学	講師	田中 尚樹